

## 第一種特定原産地証明書発給システムサービス利用規約の改定について

2024年1月18日  
日本商工会議所国際部

特定原産地証明書のPDFファイルやデータ交換による発給をはじめ、貿易取引における電子化が進展する中、本システムにおいても、今後、各種手続きの利便性向上に資する外部システム・サービスとの連携を図ることを見据え、1月22日（月）付で「第一種特定原産地証明書発給システムサービス利用規約」を改定いたします。

第一種特定原産地証明書発給システムサービス利用規約

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/epa\\_systemkiyaku.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/epa_systemkiyaku.pdf)

※本規約は、当所が発給システムを利用して提供する特定原産地証明書のオンライン申請等のサービスの利用に関する条件を、日商ならびに申請者との間で定めているものです。申請者は本規約の定めに従い本サービスを利用するものとします。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[問い合わせフォーム](#)